

にしながお しょうがっこうだより



5月は
もくひょう
たてた目標を
まいにち
毎日見て、おぼえて
こうどう
つぎ月
行動にうつす

第2号
令和7年4月30日
児童数351名

今年の目標！

～令和7年度の学校経営の基本方針などについてお伝えします～

学校教育目標は、「主体性と当事者意識を持って学級・学年や学校を自治することを目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者となる児童を育成する」としました。

簡単に言いますと、「子ども達による子ども達のための子ども達の学校をつくる事が出来るように、子ども達を育む」ということです。そして、この経験をした子ども達に、近い将来、楽しい家庭をつくる大人になって欲しいと考えています。



さて、教育基本法の第十条には、「家庭教育」という項目があり、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とあります。学校教育目標を実現し、子ども達にも、このような大人になって欲しいと考えています。

ご家庭のご協力があって子ども達の学校生活が成り立つと言ってもいいと思います。今年度も引き続き学校へのご支援ご協力をお願いいたします。

また学校教育目標を実現した子どもの姿として3つの子ども像を描いています。

1. 心豊かな子ども（自分・他人の命を大切にする、思いやりのある子ども）
2. 深く考える子ども（自ら学び、考えて行動できる子ども）
3. 明るい子ども（きまりや約束を守りよく遊び、困難なことも最後までやり抜くための体力・気力をもった子ども）



更に学校教育目標の実現のために

【「非認知能力を育む授業改善の手立ての研究」～成長の見取り方の育成～】
をテーマに授業研究を行っていきます。

非認知能力とは、、、（昔から日本で大切にされてきた力でもあります）

1. あきらめずにがんばる力、
2. きもちをコントロールする力、
3. レベルアップする力、
4. じぶんをたいせつにする力、
5. おもいやりをたいせつにする力、
6. みんなときょうりよくする力
7. おたがいのことをしる力



□自宅確認にうかがいます！（ポスティングしますのでサインをお願いします。）

4/30日（水）から自宅確認に行きます。これは、教員が地域を知ることと、緊急時の家庭訪問のためにご自宅を確認することが目的です。新学期がはじまり1月が経ちました。お子様のことで気になること等がありましたら、連絡帳、お電話にてお知らせ下さい。

4/30（水）、5/1（木）、5/2（金）は4時間授業となります。放課後の過ごし方について、改めて「いつ、誰と、どこで、何をするのか」ご家庭で確認し合ってください。

□校外学習がはじまります！

1年 5月 8日（木）ハッピードリームサーカス（枚方市）

4年 5月12日（月）関西万博（大阪市）

3年 5月13日（火）くろんど園地（交野市 雨天延期5/22）

5年 5月20日（火）、21日（水）マキノ高原（滋賀県高島市）

2年：6/6（金）キッズプラザ（大阪市） 6年：6/18（水）東大寺等（奈良市）

※バス代については、当日体調不良等でお休み等で一人当たりの負担額が変更となり今よりも高くなる可能性があります。ご理解下さい。



□非認知能力を育む演劇授業を平田オリザ先生にご教示頂きます！

平田オリザ先生が5/22（木）、6年生のコミュニケーション力を育むために、演劇の授業をして下さいます。先生は兵庫県立芸術文化観光専門職大学学長だけでなくテレビ出演、海外での演劇活動、執筆活动等非常に多忙でいらっしゃいます。演劇的手法を系統的に学んできた本校の子ども達の当日の演劇を見てどんな感想を頂けることでしょうか。楽しみです。

□次回：「授業参観 + 引き渡し訓練」は、5/30（金）5時間目

今年度1回目の授業参観、懇談会が盛況に終わりました。お越し頂きましたことに感謝申し上げます。子ども達もとても元気よく授業に取り組んでいました。

また、PTA総委員会も開催されました。今年度、引き受けて下さりました保護者の皆様、子ども達の安全、安心、笑顔のためによりしくお願いいたします。



子ども達が安全・安心に過ごせるための法律をご紹介♪「いじめ防止対策基本法」

子ども達が成長するためには、安全・安心な環境がとても大切です。その1つとして、「いじめ防止対策基本法」というものが国会で決まって約10年が経過しました。ご存知ですか？

同法でいじめの定義を「被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じているもの」と明確化されました。ちょっかいをかけた子どもが、いじめのつもりではなかったりするからといって、「これくらいは大したことではない」「これはいじめではない」と見過ごしたり、見逃したりすることのないように、被害を受けた子どもの立場に立って判断しようと定義されました。同法を受けて本校にも枚方市立西長尾小学校いじめ防止基本方針があります。

普段子ども達が学校生活を安全で安心に過ごせるように、これに関するアンケートを学期に1回は行い、聞き取りとその記録もしています。（聞き取る教員、記録をする教員の2人以上が関わる必要があるため、教員数人が話し合いの場に入ります。いじめの見逃しがないように学校も日々子ども達と向き合っています。ご家庭のお力をこれからも必要としています。ご支援下さい。）